

1 個別事項

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理値を設定する者が異なる場合は、別業とすること。

(2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者との氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにす。経営管理集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理値が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考すること。

(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況樹齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

津山町森林計画

